

関係の皆様へ

2018年2月25日

会社名： ジェットエイト株式会社  
責任者名： 代表取締役 西 将弘

株式会社 東栄リーファーラインに対しての株主総会開催請求の経緯と趣旨  
および  
同社のマネジメント・バイアウト（MBO）に関する意見

拝啓 株式会社東栄リーファーラインの株主の皆さま、また、プレス関係の皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお察し申し上げます。株式会社 東栄リーファーライン（以下「同社」と書かせて頂きます）の少数株主であるジェットエイト株式会社の代表取締役の西 将弘と申します。標題の件に関しまして、多方面から問い合わせ、ご関心を頂いておりますため、可能な限り私共の真意が伝えられるよう、昨年12月および本年1月に請求を行ってまいりました株主総会の開催請求に関しまして、その経緯と趣旨、そして、実施中であるMBOについての私共の考え、意見について、本日この書面にてご説明を申し上げます。

はじめに、私共が今般、臨時株主総会の開催請求に至った経緯でございますが、その最大の理由を端的に申し上げますと、昨年11月8日に突如発表された同社の現経営者5人によるMBO、すなわち5人のみが実質保有者、支配者となって同社を運営してゆくこと、そしてそれに伴う上場廃止、公開会社としての市場からの退出、これらが同社自身にとって、また、同社の株主すべてにとって、決して有益なものとは思えず、同社のMBOの実施目的や実施条件に賛同できなかったためであります。

私共は、15年前後にわたり、同社の株主として、一切の金銭的、物理的な対価、報酬を受けることはなく、株主総会の場をはじめ、その他、同社を訪問するなどして、これまで、様々な機会に、同社の経営方針や新規事業創造の必要性について意見、アドバイスを述べつつ、私共なりに最大限の思考と知恵を絞りつつ、同社の中長期的な成長を目指して、関わり続けて参りました。

そのような中において、昨年、突如として発表されたMBOですが、その趣旨は、それまで1,500名近くを擁していた株主をすべて排除し、現経営者5人のみが実質的に株主となり保有・支配する形態へと移行するというものでした。

私共自信、46名の法人および個人の株主を抱える株式会社の経営者として、外部に株主を有することに非常に意義が有ると確信しております。外部株主を意識することで、より全うで健全な経営判断を下すことができたり、道を踏み外すような行動を踏みとどまったり、自制心を働かすことができたりする機会が多くなるためであります。勿論、時には鬱陶しく感じるときもあることは理解できますが、会社の長期的な成長と生き残りを実現するという観点から思慮すれば、意見を差し述べてくれたり、丁寧な説明をしていくべきような外部株主を多く抱えること自体が、その企業にとって一つの大きな財産であると、私共は確信しております。

今回、同社は、マグロ畜養の養殖用のえさ買付販売事業、および、小型FRP船によるマグロの延縄事業の、2つの新規事業への参入に伴い、一時的に業績が落ち込むことが予想され、上場維持をした場合、株価上昇や配当増額が期待できないため、今回のMBOに踏み切ったとしています。

しかし私共は、株価に関しては、同社として本当に中長期的にリターンがあり、企業としての成長が見込まれる事業に集中投資することが原因で一時的に業績悪化が避けられないとするなら、それらを正々堂々、かつ、より丁寧に、より真摯に、株主に説明し、そのうえで支持を訴え、リターンを得られる時期や、見込まれる利益の金額を具体的に示して、市場において同社の魅力改善につなげることで株価の維持、上昇は可能であると考えております。

一方、配当の増額に関しては、上場を維持してきたこれまでも配当は一方向的に増加してきたわけではなく、増減を繰り返しており、右肩上がりであることだけを期待する株主は既に少なくなっていると思われること、また、もし、そのような株主がいたとするなら、株式市場でいつでも自由なタイミングで売却できる状態を維持し、株主に、株主としての離脱の自由を与え続けたまま、同社が行う予定である新規2事業で得られる中長期的リターンを、そのリターンが得られる数年後のタイミングで、大きな額の配当として株主に還元するような配当政策を明示し、それに賛同する方を新たな株主として迎えることで、株主からの配当増額の期待に関する課題も解決が図れると考えております。

ここまで説明申し上げたような考えに基づき、まず、私共は、昨年11月のMBOの発表があった直後、同社に対して、その撤回を求めました。しかし、MBOは撤回されることなくそのまま実施された次第です。その過程において同社側から説明があった事項の一つに、MBOの実施、また、その条件詳細などについては、すべて取締役会が意思決定機関となっており、株主総会を開いたとしてもMBOやその条件を決定することができないとされたこと、そして、先ほど申し上げましたとおり、広く意見やアドバイスを受け入れられる公開会社の状態を保つことこそが会社にとって、また、株主にとって、有意義なことであるとのことを理解してもらうことはできず、外部からの声を完全にシャットアウトする方向へと切られた舵を戻すようなこともありませんでした。それを受け、私共は、そのような意思決定を実現するような取締役は会社にとって有益とは考えられないと判断し、別添資料のとおり昨年12月9日付にて、意思決定機関である取締役会を構成している5名の取締役の解任とその代替取締役を選任する株主総会を開催するよう申し出た次第です。

なお、提案した代替の取締役候補者に関しては、MBO 応募期日までに臨時株主総会を招集すべく、最適者の選任に時間的余裕がなかったことから、取り急ぎ、私共、および、共同提案者の中から、2名として提案を行いました。同社が指摘するとおり、必ずしも候補者として提示した2名のみで十分かつ最適かどうかは確実でないため、この2名による経営に全く固執することはありません。むしろ、同社の社内において事業の実務的運営に精通する人間、あるいは、私共以外の外部の人間を必要に応じて速やかに取締役として追加選任し、同社の経営にあたることを望ましいと考えております。

昨年11月のMBO実施発表以降、同社の経営陣と幾度も協議を行いましたが、結果として何一つとして私共の意見が聞き入れられることもなく、取り下げや、条件の見直しが実現することなくMBOが進められていったため、私共としては、MBOが実現してしまった場合、MBO実現後に実質保有することになる5人の取締役株主と、既存の一般外部株主、少数株主との間に、財産分配や、近い将来の潜在利益の配分において大きな不公平が生じるのが明らかであったため、別添の資料に詳細な理由を記したとおり、これまで、非常に高額で増加の一途をたどってきた取締役報酬と比較して、無配当期間や低水準の配当がなされてきたこと、また、これまで蓄積されてきた剰余金および有形資産、事業ノウハウ、市場寡占権益など、上場期間中に築き上げられてきたあらゆる一切の資産について、今後、5人の取締役だけのものになってしまうこと、さらには、地中海マグロの漁獲規制の大幅緩和の決定を受け、今後直下で、業績好転が間違いない同社のマグロの冷凍運搬事業において、そのリターンを、外部株主がその配分を受ける機会を失ってしまうことなどを考慮して、MBOを実施するのであれば、私共のみならず、すべての株主に公平に、1株当たり380円の特別配当を実施するべきであろう旨、要求した次第です。

しかし、その特別配当の実施要求についても、また、株主総会決議事項ではなく、取締役会決議事項だという理由で、それを議案とする株主総会開催は却下されました。

そのため、同社が定款第44条において、「剰余金の配当など、会社法第459条の第1項にて定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会によらず、取締役会の決議によって定める」としている、この定款第44条の条項削除を行い、定款変更が行われた平成25年6月27日の前の状態に戻すことで、株主総会の決議によって、上記MBOの実施がなされる前までに、すべての株主に公平に380円の特別配当を実現できるよう、別添資料のとおり昨年12月30日付にて、再度、定款変更を審議するための株主総会の開催も追加で求めた次第です。

繰り返しとなりますが、私共は、株式会社東栄リーファーラインが世間に広く外部株主を有する公開会社として、長期的な事業存続と、会社の安定的繁栄を願っており、また、公開会社として、少数株主、外部株主との対話、公平なる経済的利益の分配、これらが今回の一連の行動の基本であります。過去10年以上におよぶあらゆる経緯詳細を本紙に記載することは不可能ではございますが、まずは、ご質問を多々頂戴している点に関して、また、株式会社東栄リーファーラインの側からは義務がないという理由から発表がなされていない事実情報についてなどをまとめて記載させて頂きました。

なお、私共が会社法に定められた要件を満たしたうえで、2017年12月9日、および、2017年12月30日の2度にわたって発送し、いずれも当社による受領が確認されている株主総会の開催請求、およびその目的事項、詳細理由などを記載した書類の謄写は、別途資料のとおりでございます。

最後となりますが、当社は、開催拒否をしている理由のひとつに、私共が提案した議案およびその審議を目的とする臨時株主総会について「承認可決の可能性がない議案を審議するために株主総会を開く必要性はない」と言明しており、この点に関しては、非常に強い不信感を覚え、このような当社の考え方には反対を表明いたします。立憲民主主義国家である日本において、当選の見込みがないからという理由で選挙への立候補自体が認められないようなことはあるでしょうか。また、議席数が過半数以下の10%である野党から提起された議案だという理由で、審議の機会も与えられないようなことがあるでしょうか。違法ではないのかもしれませんが、公開会社の倫理観としては、この点、非常に相応しくないと考えており、是正を求め、今後の誠実な対応を期待したい次第です。

また、当社は、私共の少数株主権の行使による株主総会の開催招集請求や、株主提案権行使による議案附議に関して、権利の濫用である旨を唱えてきておりますが、この点については、私共が15年前後も株主として存在しつつも、今回行使したような権利を使用することなく、支援を続けてきた経緯からも、また、今回の請求や提案の内容からも、私共自身のための利益最大化のための行動ではなく、広く株主のことを考えて行っている内容であり、株主総会の議場にて審議するには極めてふさわしいものと考えており、もし、引き続き、当社が私共の行為を権利濫用とみなし、請求に応えない行動をとり続けるならば、その姿勢について強く是正を求めたい次第です。

敬具